

檜山海区漁業調整委員会指示第 1 号

船舶を使用して行う釣り漁法によるさくらますの採捕（以下「さくらます船釣り」という。）について、漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。

令和5年11月17日

檜山海区漁業調整委員会
会長 工藤 幸博

記

1 さくらます船釣りライセンス

令和6年1月10日から同年5月21日までの制限期間に、別に示す海域（以下「制限海域」という。）においては、さくらます船釣りを行ってはならない。

ただし、さくらます船釣りの制限期間に制限海域において、本委員会のライセンスを取得した者（以下「ライセンス取得者」という。）が使用する船舶（以下「ライセンス取得船」という。）に乗船し遊漁を行う者（以下「遊漁者」という。）が行う場合及びライセンス取得者が漁業を営むために行う場合は、この限りでない。

2 ライセンスの取得

(1) ライセンスの区分

さくらます船釣りのライセンスを取得しようとする者は、船舶の区分に応じ本委員会あてに申請しなければならない。

ア さくらます船釣りを行わせるために、業として遊漁者を乗船させて漁場に案内する行為を営む者（以下「遊漁専業者」という。）。

イ さくらます船釣りを行わせるために、業として遊漁者を乗船させて漁場に案内する行為を営む者及びさくらます一本釣り漁業を営む者（以下「遊漁兼業者」という。）。

ウ 自己が使用権限を持つ船舶又は使用権限を持つ他人から使用を認められた船舶により、さくらます船釣りをする者（以下「プレジャーボート使用者」という。）。

エ さくらます一本釣り漁業を営む者（以下「漁業者」という。）。

(2) 船舶ごとの取得義務

さくらます船釣りのライセンスを取得しようとする者は、さくらます船釣りに使用する船舶ごとに本委員会のライセンスを取得しなければならない。

ただし、同一の船舶であっても、当該船舶を使用する遊漁専業者、遊漁兼業者、プレジャーボート使用者及び漁業者が異なる場合は、その使用する者ごとにライセンスを取得しなければならない。

(3) 申請手続き及び取得基準等

ライセンスの申請手続、取得基準その他必要な事項は、別に定める。

(4) ライセンスの変更

ライセンスの内容を変更しようとする者は、本委員会あてに申請しなければならない。

3 ライセンス取得者の遵守事項

ライセンス取得者は、次の事項を遵守しなければならない。

(1) ライセンス証の常備

ライセンス取得者がライセンス取得船により、さくらます船釣りをを行う場合は、ライセンス取得船であることを示した証書（以下「ライセンス証」という。）を船内に備えておかなければならない。

(2) 章旗の掲揚

ライセンス取得船をさくらます船釣りに使用する場合は、別に定める章旗を掲揚しなければならない。

(3) 遊漁者への情報提供等

ライセンス取得者は、遊漁者に対し、船内における遊漁者の遵守事項を十分周知しなければならない。

(4) 釣獲時間

ライセンス取得船が、制限海域において、さくらます船釣りをを行うことが出来る時間は、日の出から日没までとする。ただし、漁業者が行う場合はこの限りでない。

(5) 漁具被害等の未然防止

航行及び船釣りをを行う際は、漁労への支障や敷設中の漁具等に被害を与えないように十分注意しなければならない。

(6) 釣果報告書の提出

ライセンス取得者である遊漁専業者、遊漁兼業者及びプレジャーボート使用者は、遊漁者から釣獲終了ごとに、釣果報告を受けることとし、ライセンス期間終了後、速やかに釣果報告書を本委員会に提出しなければならない。

また、ライセンス取得者である漁業者は、ライセンス期間終了後、速やかに釣果報告書を本委員会に提出しなければならない。

なお、釣果がない場合もその旨報告しなければならない。

(7) 本委員会の調査

ライセンス取得者は、本委員会が行う本指示の遵守状況の調査に当たってはこれに応じなければならない。

(8) その他

漁港又は港湾の利用に当たっては、それぞれ管理者の指示に従わなければならない。

4 遊漁者の遵守事項

遊漁者は、次の事項を遵守しなければならない。

(1) ライセンス取得船への乗船

制限海域では、ライセンス取得船に乗船した場合でなければ、さくらます船釣りをしてはならない。

(2) 漁具の制限

竿釣りで同時に使用できる竿数は、一人一本とする。

(3) 釣果の制限

釣獲し、保持することができるさくらますは、1日1人10尾以内とする。

ただし、一度の釣り行為で複数尾釣獲した場合において、すでに釣獲している、さくらますとの合計が10尾を超えることとなる場合は、この限りでない。

(4) 釣果の報告

遊漁者は、釣獲終了後、ライセンス取得者へ釣果報告を行わなければならない。

(5) 漁具被害の未然防止

遊漁時には、敷設中の漁具等に被害を与えないようにしなければならない。

(6) 放流又は廃棄の禁止

釣獲したさくらますは、持ち帰らなければならない（全長20センチメートル

ル未満を除く。)

(7) 販売等の制限

販売又は他の物との交換を目的として、さくらます船釣りを行ってはならない。

(8) 本委員会の調査

遊漁者は、本委員会が行う本指示の遵守状況の調査に当たっては、これに応じなければならない。

5 指示に従わない者に対する措置

本指示に従わない場合は、ライセンス証の取消し又は、次回のライセンス証を取得させない等の措置をとることがある。

6 その他

その他、本指示の事務取扱いに必要な事項は別に定める。

(別紙)

制限海域

次の基点第1号、基点第2号、点1、点2、点3、点4、点5、点6、点7及び基点第3号を順次結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域。

基点第1号 松前町と上ノ国町の境界線と最大高潮時海岸線との交点

基点第2号 上ノ国町地先 立岩の中央

基点第3号 せたな町と島牧村の境界線と最大高潮時海岸線との交点

基点第4号 北海道水産林務部三角点 水D4

基点第5号 北海道営林局図根点 才19

基点第6号 室津島灯台中心点

(北緯42度00分52.98秒 東経139度27分07.20秒)

| | | | |
|----|---------|---------|--------------|
| 点1 | 基点第2号から | 267度30分 | 10,000メートルの点 |
| 点2 | 基点第6号から | 171度00分 | 28,000メートルの点 |
| 点3 | 基点第6号から | 225度00分 | 15,000メートルの点 |
| 点4 | 基点第5号から | 251度00分 | 11,500メートルの点 |
| 点5 | 基点第5号から | 334度30分 | 12,000メートルの点 |
| 点6 | 基点第4号から | 15度00分 | 10,000メートルの点 |
| 点7 | 基点第3号から | 297度30分 | 10,900メートルの点 |

